


吹田市産後家事支援事業でできること・できないこと





《家事支援》◆原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は支援の対象外となります。また、母親が自宅に不在の状態で、家事支援を行うことはできません。

この事業は、乳幼児を養育する方の支援が目的であることから、ヘルパーはお手伝いが中心となります。

家事支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
①食事の準備・後片付け 	<ul style="list-style-type: none"> 調理(下ごしらえ、味付け) 配膳 片付け テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) 来客の応接(飲物や食事の手配等) 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とします。
②衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> おむつの洗濯(手洗い) 洗濯機を回す 洗濯物を干す 洗濯物をたたむ タンス等への片付け アイロンがけ 裁縫(ボタン付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等) 大量のアイロンがけ 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とします。
③居室等の掃除・整理整頓 	<ul style="list-style-type: none"> リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) 新聞や雑誌等の簡易な片付け トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 玄関、ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ガスコンロ、シンク等の掃除 エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓等の掃除 年末の大掃除 床のワックスがけ 浴室のカビ取り 庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) 引っ越しの手伝い 	日常的に申請者が担っている範囲での掃除であれば可能です。
④生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> 近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> 出産祝いのお返しの買い物 家具、電気器具等の購入 その他日常生活必需品以外の買い物 	購入にかかる費用・交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局やポストへの郵便物の持込み シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行への振込み、引き出し等 市役所への申請手続き等 自動車の給油、洗車、清掃 ペットの世話 家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) 自営業の場合の仕事の手伝い クリーニング店への受渡し 	

《育児援助》一部の支援を除き、原則として居宅内で行う支援が対象です。児に直接触れる支援はできません。

また、母親が自宅に不在の状態で、育児支援を行うことはできません。

育児援助	○できる(例)	×できない(例)	備考
⑥授乳の援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児にミルクを与える(授乳の手伝いは可) 	
⑦おむつ交換の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換用の物品の準備 ・交換した紙おむつの廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児のおむつを交換する ・対象児の着替えを行う 	
⑧沐浴の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意、片づけ ・沐浴の援助や着替えの援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児を風呂に入れる 	
⑨適切な育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの温度調節 ・窓開け、カーテンによる室温調整 		
⑩その他必要な育児援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の散歩の付き添い ・対象児の健診や予防接種の付き添い(自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、ヘルパーとの現地待ち合わせは可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の同伴なしの外出 ・対象児以外の医療機関受診 ・対象児の健診や予防接種以外での医療機関受診 ・冠婚葬祭等の付き添い ・ヘルパーの自家用車への同乗 ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け 	<p>外出時は保護者の同伴が必要です。</p> <p>付き添い等で外出する場合のヘルパーの交通費は利用者負担になります。(立替払い不可)</p> <p>きょうだいの同伴は可能ですが、きょうだいへの支援を主目的とする内容は利用できません。</p>